

地域密着型担当からのお知らせ

※集団指導資料「その他施設グループからのお知らせ」も併せてご確認ください※

1. メールの確認について

メールを定期的に確認してください。

地域密着型サービス事業所へ向けて、研修(必須研修)の案内や運営推進会議の連絡等、重要事項を連絡することがあります。見落としのないようご注意ください。

2. 運営推進会議及び介護・医療連携推進会議について

①「運営推進会議及び介護・医療連携推進会議の手引」を作成いたしましたので、市内地域密着型サービス事業所の皆さんにおかれましては是非ともご一読いただきますようお願ひいたします。手引きは[ちゃーがんじゅう課ホームページ](#)に掲載しています。

②会議の開催後は速やかに議事録を作成し、ちゃーがんじゅう課へ提出してください。その際には、会議出席者を明記してください。また、法定研修や委員会の開催についても記載をお願いします。

③令和8年度の構成員及び開催予定表の提出をお願いします。提出期限は、令和8年3月1日(必着)です。

※詳細は上記ホームページをご確認ください。

3. 質問票について

質問票は必ず省令・市条例・解釈通知・Q A を確認した上で送付してください。

「事業所の見解及び根拠」欄は、その根拠条文等も含め必ず記載してください。記載がない場合は返戻ことがあります。

※省令等に明確に書いてある事項を質問する事業所が多数あり、回答の作成により事務負担が増えていることを理由にこのような案内をしております。

4. 補助金を利用した事業所の廃止等に伴う返還金について

補助金(施設整備や開設に係る備品等)を利用した事業所を廃止、移転、補助財産の譲渡目的外使用、交換、貸し付け、抵当権等の設定をする場合、財産処分の手続きが必要となります。これに伴い当該補助金の一部返還を求められる場合がありますので、廃止や移転等を検討する場合はお早めにご連絡ください。

建物において補助を受けた場合、補助金交付から約50年の期間において、上記の制約が課せられます。なお、返還においては分割納付ができず、処分完了年度において一括納付が求められますのでご留意ください。

また、補助金を利用して購入した備品を処分する場合も同様となります。

詳細をちゃーがんじゅう課ホームページに掲載していますので、一読のうえ、必ず事前にご連絡ください。

5. 指定申請、更新、変更届出に関する手続きの見直しについて

那覇市では、国(厚生労働省)の方針に基づき、介護サービス事業者の皆様の事務負担軽減を図るため、指定申請や更新、変更届出に関する手続きを以下のとおり見直しました。

- ・提出書類の全面的な見直し
- ・添付書類の省略の徹底
- ・変更届出の提出範囲

詳細はちゃーがんじゅう課ホームページに掲載しています。

6. 地域密着型サービスの市町村域を超えた利用について

介護保険制度における「地域密着型サービス」は、原則としてその施設がある市町村の被保険者のみが利用できるものです。那覇市内の地域密着型サービスは、原則として那覇市に 6 ヶ月以上居住している被保険者を利用契約の対象としています。

- ・住民票が那覇市にあるが、他市町村に所在する地域密着型サービスを利用したい
- ・那覇市への転入日が 6 ヶ月未満であるが、地域密着型サービスを利用したい
- ・他市町村に住民票があるが、那覇市に所在する地域密着型サービスを利用したい

上記に該当する場合は、事前に手続きが必要となります。

詳細はちゃーがんじゅう課ホームページに掲載しています。

※万一、手続きを得ないまま他市町村の地域密着型サービスの利用があった場合、本市は介護給付費を支給できず、利用料は全額自己負担となりますのでご注意ください。

また、いかなる理由によっても日付を遡っての同意及び指定は行いませんのでご注意ください。

同意の手続き、事業所による他市町村への指定申請手続きは、市町村を跨ぐ手続きとなるため、相当の理由と時間が必要となります。お早めにご相談ください。